

第三十九回国會議院農林水産委員会議錄 第十三号

昭和三十六年十月二十五日（水曜日）

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口 長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事芳賀 貢君

飯場 定輔君 金子 岩三君

倭谷 忠男君
草野 一郎平君

倉成 正君 小杉 一雄君

坂田 英一君 鈴木三喜男君
谷垣 專一君 岡島 正興君

寺島隆太郎君	中山 梁一君
--------	--------

藤田 義光君
本名 武君

松浦 東介君
八木 徹雄君

米山 恒治君 足鹿 覺君

片島 港君 北山 愛郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

檀崎弥之助君 西村 関一君

山田 長司君 湯山 勇君

稻富 稜人君 玉置 一德君

主席政府委員

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官
大臣官房長
昌谷
孝君

農林事務官
反村
吉正君

農林事務局
（農林經濟局長）
城林
百上

農林事務官 森 茂雄君
(畜産局長)

食糧庁長官 安田善一郎君

委員外の出席者

外務事務官
(経済局ラテン・

山口孝一郎君
アメリカ課長心
算)

本日の会議に付した案件

家畜取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三七七号)(参議院送付)
農業災害補償法の一部を改正する法
律の一部を改正する法律案(内閣提
出第二二一号)

○野原委員長　これより会議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。足鹿寛君。

○足庵委員 この問題に限定をしましてお尋ねを申し上げたいのであります。が、今年産の水稲はすでに収穫を終わり、あるいは収穫中の現在において、本法案を当局としては非常に成立を急いでおられるようであります。実際はもう終わってしまつたあとの祭りであります。今さらこのような法案を

御提案になる趣旨は了解に苦しむものであります。その点いかがですか。

○坂村政府委員　御指摘の通り、三十二年産水稻につきましては、年に収穫を終わりまして、共済金の支払い等も行なわれつつある状況でございますが、一般通常国会に提案を申し上げまして審議未了になったのでございますけれども、その当時、もうすでに共済の責任期間に入りつつございまして、六月には共済の責任期間に入っております。

を適法化していただく、こういう考えのもとに御提案申し上げているわけでございます。

なお、麦につきましては、御承知の通り、三十七年度麦につきましては、今料率をきめる時期でございしますのので、これはこの法律を通していただき、ましたあとでその料率は告示したい、というふうな考へているわけでございます。

○足鹿委員 最近の農業の事情の急激な変化、特に水稻の豊作が連年続いてもおりますし、二十年間の平均をもつて一つの基準としていくことに従来なっているわけですが、これを改訂していくその結果、農民負担にどのように影響を与えるかということの資料なり説明を当然なされる必要があると思うのですが、ただ、その資料を見ましても、それらの肝心な点がお示し

になつておられない。まあこれはまちまちの見方によるせいもありましようが、改訂しない方がいいのだという意見もあるし、現状の方が農民に負担の面から見て有利だ、こういふふうに見る向きもあります。それはところによつて違ひでしよう。が、しかし、全般的に見て、豊作等もありまして、根本的に、料率改訂の基礎となる反収、被害率その他の情勢というものを考えました場合には、さなきだに本制度をめぐつて大きな問題が起きておりますが、それは本日は触れないことにしまして、具体的に考えた場合に、やはり、そういった資料を整備しておりますか。

料率につきましての具体的な、詳細な上下の数字は持ち合わせがないのでございませうけれども、その後の整理によりまして、大体の傾向といったしまして、料率に影響いたします基礎被害率でございませうが、基礎被害率について全国的に見てみますと、大体、全国平均におきましては、水稲では〇・一程度低下するというような状況になるのではないかと思っております。しかしながら、伊勢湾台風というような非常に大きな被害が最近においてございまして、そのいう県におきましては相当上昇するのではないかと、いうふうに考えているのじゃないかと思っております。そこで、具体的に申し上げますと、水稲については大体基礎被害率で約〇・一程度の低下につきましては一・四程度程度の低下になるのではないかと、いうふうにいかというふうに大体考えられます。しかし、麦におきましては〇・八程度上昇するということになるものではないかと、これはものによってございまして、これは全国平均でございませうから、ものによってはこういう出入りもございませう、地方によっても多少出入りもございませう。だから、全国的に申し上げますと、水稲につきましては、三十五年度の料率をそのまま三十六年度に適用するということによって、農民はこの程度の負担が、たとえば軽減されるべきものがこれだけ軽減されなかったという結果にはなろうと思っております。麦につきましては、これだけ上がるべきものが上がらなかった、という結果になろうというふうに考えておるのでございます。

○足鹿委員 平均のお話でありますが、昨年、ここ一年かかって制度改正

協議会が持たれ、いろいろと検討がなされました。そのときに、当局としては、各市町村別の被害係数といえますが、その作業をやるのだということも言っておられた。現にその作業は進んで結論が出ているのです。従つて、今平均のお話であります。○・一％といふことでありますけれども、もつと下がることは下がらねばならぬところがある。むしろ、逆に、地方の事情にもよります。上がることもある。いいことはない。あの当時、制度改正の趣旨は、通常災害については市町村においてこれを共済するというところを完全実施せしめるという方針に基づいてなされたものである。これは、全国四千近い組合を一つ一つ被害率等を算出していかなければならぬので、相当時間を要するというので、私どももしいてその資料を求めなかつた。準備も大へんであらうと思ひまして、しいて御提出なさいたいということは申し上りなかつた。その後相当の期間も経過しておりましたので、それはできておるはずで、それに基づいて平均といふものは出ておるのではないかと思ひます。それは制度発足以来ずっと数字が検討されておるはずだと思います。それに基準を置いて算出された新しい単位数率といふものはどうなるのか。市町村別といふこともあるいは困難の面もあるかもしれませんが、少なくとも警察道府県別とかによつてきたものを改訂示しになつて、そして、この料率改訂の法案の審議の促進を願われるあんなに方事務当局としてはその根拠を明らかにせられる責任があると私は思うのです。ないはずはないです。ですから、それを一つ伺いたいと思います。

○坂村政府委員 おっしゃいます通り、この前の制度改正の協議会におきましては、通常災害の責任を全部町村におろした場合にはどういう被害率になりましようかということで、いろいろ作業を、むずかしい作業でございましたけれども進めたわけでございまして、それにつきましても資料はある程度は整いつつございまして、実は、それを基礎にいたしまして、もし来年度制度改正が実施されましてした場合の町村別の料率というものはじくという態勢をとつて参りましたわけでございまして、しかし、それが実際問題としてなかなか実行に至りませんので、従来のベースに基づきますところのいわゆる県単位の被害率、——従来は県単位でございまして、町村単位でございまして、町村単位の被害率を大体基礎にいたしまして今後県単位の料率をきめて参るわけでございまして、それを各町村に現在の制度では割り振りといいますか割当をいたしまして、調整をとつた結果の料率がきまるわけでございまして、そういうようなことでございまして、その、その町村単位の率とベースが違つたわけでございまして、ですから、町村単位に被害率を調べてみますと、でこぼこが非常に大幅に変わつて参ります。この点は御承知の通りと思ひます。ですから、そういうようなものを基礎にいたしましてこの現在の県単位の料率と比較して参りますことは、必ずしも適當でないんじゃないかというふうに考えておるのでございまして、従ひまして、そういう町村単位の資料も提出しなかつたのでございますけれども、町村単位で見えますと、たとえば、この前の制度協議会でいろいろ

御議論のごございましたように、町村単位で農家単位ということではじてみますと、これは全国平均では相当、一〇％から一五％ぐらいのものが料率の下がるという計算が出ております。それでですから、もちろん、その中には、非常に上がるところもございますし、下がるところもございます。そういう状況でございます。

○足鹿委員 比較がむずかしいというお話もわからぬじやありませんが、それでは県単位の場合の比較はどうなんですか。

○坂村政府委員 県単位で被害率を定めるといふ制度のもとにおきまして全国平均をとりますと、先ほど申し上げましたように、水稻についてはおおむね〇・一％ぐらい下がりますと、こういう実態になるわけでございますけれども、これを基礎被害率で県別に見ますと、今回もし改訂するといいたしますと、被害率の上がる県が十県、下がる県が三十六県、こういう内容になります。

○足鹿委員 それを資料として御提出になる必要はないでしょうか。

○坂村政府委員 先ほど申し上げました通り、これにつきましては、いわゆる料率計算まで正確な計算はしていないわけでございます。と申し上げますのは、先ほど申し上げましたように、新しい制度におきます料率の計算をずっとやって参ったわけでございます。従いまして、今までの制度における各県の料率というものの計算はまだ今までやっていなかったわけでございますして、そのために一年間とにかく料率を使えるように御承認をいただ

きたい、こういうようなことで御提案申し上げておるのでございまして、具体的に各県の料率まではじいてないわけでございます。

○足鹿委員 これは計算でわかりませんが、大体、農家が負担しております掛金が、一%と申しますと、かりに百億とすれば一億ですか。

○坂村政府委員 ○一%です。

○足鹿委員 問題になりませんね。そうしますと、この改正案のさしあたつての必要性はだんだん薄くなつてくるんじゃないですか。これでもう一年現狀で進むということにいたすことについては、行政措置でもうちゃんとおやりになつておる。それはまあ正常な行き方ではない、法律改正が本旨でしょうが、それでも別に事務的な問題ですから差しつかえないといえば差しつかえない。従つて、これは追認ということになる。ですから、これを出されたことによる。趣旨というものは、本法の抜本改正という問題を前提にし、それをあわせ考へておられるのではないか、結局こういうことに相なると思うのです。私どもとしては、制度改正協議会において忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐えて、最大公約数を得ました。それが何ら生かされないような本法の改正は抜本改正とは言いがたい、こういう立場でありまして、この問題に対しては、別にあえてこの成立を妨げようとかあるいはどうということは考えておりませんが、必要に乏しいものだ、こういうふうに思うのです。制度改正問題の根本は、また別個に論ずる機会がいつかはあらうと思ひますから、あえてきよりは申し上げませんが、それとの関連において、最近の農業事情の変

すが、先ほど来から申し上げておりますように、今の保険設計ということ、やはりこれは損金为基础になります。二十年という期間の平均をとって、それを基礎としていくという考え方に對しては検討しておるということでありますが、これは、制度改正の基本が定まらない限り、なかなかそれだけをやるといふことにもなりませんまい。ですから、そういう問題と切り離して、可能な限りにおいて一つ伺いたいのであ

ります。ところが、さつき私が申し上げましたように、昭和二十五、六年を基準として、大体十カ年平均でいけると思いますが、大体保険設計上どの程度をいとおとりにしたら最も最近の農業事情を反映した保険設計というものができますか。従来この制度で一番問題となつてゐるのは、掛金が高いけれども、もらふときは少ない、いま一つは、掛け捨てばかりだ、こういうことでは、掛けの中心になつてゐる。もらふ者が不足、もらわぬ者もあるんのも、不満足です。私どもも精密機械のよう

な組み立てになっているこの制度を理解することはなかなか困難であります。問題は、保険設計をどう今後組み立てなければならぬかということにあると思います。これは、制度の改正がどうなるかとも、どういう方向へ向かっていくかとも、問題はそこにあると思うのですが、これについて、事務局として、どういう考え方によってこの保険設計を組み立てた場合にはこの農民の要望や最近の農業事情の実態に即するものになるのかというその基に本音を考へ方と御検討になっており

ば、それをお聞きしたいし、その資料も御提示を願いたいと思うのです。

とにかく、今の制度は非常にむずかしいでござります。同じ県内にあって危険地帯別に二十階級くらいの料率の一つの基準によって示されるといふように、県は県、組合は組合として見ても、それだけでは判断ができません。必要に応じてあります。なるほどそれは必要なことではあります。ところが、額面通りになかなか受け取れないところからこの制度の大きな欠陥があり、従って、理解のできない面が多々あります。農民自身も納得がいらないし、指導者にもわからない。知っているのは、この案を作った前の平田さんほか二、三くらいのものでしょう。そういうことであつてはならないと思ふ。もつと単純に簡明にして、そうして、こういうことだからこの程度の負担だといふふうに、農民もよく理解し納得をするような仕組みにしないと、いつまでたつてもこの問題はあとへあとへと問題が残る、それが一つの不満の原因となると思ふのです。ですから、制度の改正がどうも向かうにしました。保険設計そのものの考え方を一体どうするかというところは、いかなる場合であつても、この制度が農民のために一番大事の問題ではないかと思ふ。これは一番大事の問題ではないかと思ふ。その点について、大體の気持は先ほどわかりましたが、もう少し秩序立てて、保険設計上に対する具体的な方針なり考え方なり、具体案を少しお示し願いたい。

○坂村政府委員 お説の通り、保険事業をどういふ姿でやっていく場合におきまして、保険設計そのものはやはり一番大事な問題にならうと思ふのでござります。その中で、おっしゃる通り、どれだけの年次をとつて危険率な危険率と料率を考へていふという問題と、それから、そのきまりました料率をどういふ範囲に適用するかという問題が非常に根本的に大きな問題であらうと思ふのでござります。これは非常にむずかしい問題でござりますが、現在は水稲におきましては二十年でつておりまして、けれども、だんだん農作の技術も、それから天候もだいたい変わつて参りましたし、非常に最近では安定しておるから、これを非常に短期間にとつてやつたらあるいは料率ももう少し下がるのではないかと、こういうようなことと考へてみますと、短期間にとればとても非常にアンバランスが出て参るわけにござります。それは、できれば、そういう長期の保険でござりますから、長期均衡という考へ方でござりますから、できるだけ長期にとる方がよいと思ふのでござりますが、そうかといつて、必ずしもそれが実情には沿わないでしやうし、そこで、現在の二十年というのを、それでは十年に短縮したらどうか、こういうことで考へてみますと、その中には昭和二十八年の大災害が入つて参りますし、伊勢湾台風という大災害がそこに入つて参るわけにござります。そういういたしますと、かりに十年にとつてみますと、ものすごい危険率になつてくる、また、地帯によつては非常に高率の被害率が出てくる、こういう實際になるわけにござります。なにかその年次のとり方がむずかしいのでござります。ずつと今までの歴史的な経過を見まして、たとえば六、七年か七、八年のころに非常な大災害がありました。それならばその大災害を除

きましてその残りの年だけというやうなことを考へると、これは非常に下がるでしやうけれども、これはなかなか長期の保険としてはそういうふうにするにできないでしやうし、そういうことで、その年次のとり方が非常にむずかしいのでござります。現在のところでは、ですから、今のうちに二十年というやうなところをとらないで、もう少しそれを短縮をいたしまして、農業技術の進行というものを基礎にしてつたらどうかといふやうなことを検討しておりますが、的確に、何年でつたらいいか、何年にしたらいいかという問題は、なかなかこれはむずかしい問題で、現在は結論は出ておりません。一応、考へ方といたしましては、戦争末期の激しい時代、そのときの危険率といふものを今繰り込むこともおかしいやないか、それから、終戦後ある程度安定したときからのものを考へる方がよろしいのではないかと考へる方がござりますけれども、具体的に何年とどういふところまでまだ詰めておりません。やつてみますと非常にその問題が起つて参りますわけにござります。それから、きまつた一つの具体的な料率をどういふ地域に適用するかという問題でござりますが、これは、御承知のやうに、現在、十八でござります。危険階級を区分しておるのでござりますが、これも、ほんとうに農民の、農村の、農業の實際に合わせるやうにするためには、できればこまかければこまかいほどいいわけにござります。しかし、實際問題といたしまして、いろいろこれだけの大きな仕事をやつておりまして、そこまでの作業が現実に行なわれるかどうかということが非常に問題でござりますので、そこら辺もどの程度までの調和をはかつたらよからうかといふことが問題であらうと思ふのでござります。考へ方としては、何といひますか、旧町村程度とか、あるいはある程度まとまつた地帯で同じやうな条件の部落は、これは部落程度といふところまで考へるのがせいぜいじゃあるまいか、本来から言へば、理想的に言へば、個人的に危険率といふものが違つていふと思ふのでござりますけれども、そこまでは實際の情勢といたしましてはなかなかできないのではないかと考へております。

○足鹿委員 そういふ点は確かに私も了解いたしますが、農民負担の問題の面から見ますと、いま一つ賦課金の問題との関係が出てくるわけでありまして、出する方の農民の立場から見た場合には、どこからどこまでが賦課金なのか、どこからどこまでが掛金なのか、やはり、納付令書といひますか、告知書といひますか各農家に配られると、農家のことですからそれを見て払ふ、こういうことになつております。しかし、法律の定めるところによりまして、掛金と賦課金といふものは別々に徴収することになつておると思ふのでござります。たしかさうだと思ふのです。ところが、私の見聞したところによりまして、ほんのわずかの事例であります。共済組合が、なかなか人の出入りが激しい、職員の出入りが激しいために、事務にも習熟しないといふこともございしやうが、きわめてそういう点についてずさんと申しますか、一括徴収といふやうな姿になつておると

思ふのです。農家としては相当金を出しておる気持なんです。ところが、内訳は、賦課金がこのごろはむしろ掛金よりも上回つておるといふ地帯が相当あります。そういう地帯に災害が不幸にして発生をいたしますと、農家の気分としては、相当出しておる、払つておる、なのに、もたら共済金はたつたこれだけかといふことになるのが実情だと思ふのです。その点はどういふふうに指導になつておりますか。そこから来る農民の不満といふものは相当私は無視することができないと思ふのです。それで、この納付告知書といひますか通知書に別々に出して、そして、はつきり農民にそのことを認識せしめるとする共済金に基づく掛金といふことになつております。ところが、逆選択の傾向が出てきておることも事実であります。やはり農民の立場からは、やはりこの賦課金を込めた負担をして、おる、こういう気持が離れないのです。よ。ところへ持つてきて、逆選択傾向が加つて、現在千五百円の最低のものを選ぶ、選んでおつたところが、大きな災害が来たといふことになると、そこで食い違ひが出てくる、こういうことに實際はなつておると思ふのでござります。これは申し上げるまでもなくよく御承知のことだと思ひますが、そういう点について、戦後、この制度の安易な運営になつて、ほんとうにきちんとした運営指導といふものが欠けてやしないかと思ふのです。また、第一線で働いておる諸君は、何ぼやつても評判が悪い、そして自分の将来を考へて他に転ずるといふやうな希望を失つた人たちがすいぶん出ておる。残つて

衝その他でなかなかむずかしい問題も出てきて、必ずしも全面的にそれが実際化するということもないのが現状であります。今度は、職員の数、勤務年数の通算問題等も法律の改定によって成立いたしますならば、今までの隘路であった問題も解決いたすわけでありますから、ほんとうの市町村の公営といえます。市町村営ということになります。職員の身分も安定をし、安んじてこの仕事に献身できるという人材も得られると思うのです。そういう点については、法律があるわけであ

いても、やはり保険設計の具体的な準備がむしろなされていい段階だと思うのです。そういう問題も制度の改正の際にはあわせ行なって、ほんとうにこれが不時の災害から農民を守る、こういう姿のものになることが願わしいと思うのであります。その主体はどことが持つかということは次の問題としまして、そういう形でいかなければならぬと思うのです。果樹被害に対する救済の問題にしましても、災害対策委員会ではいろいろな論議があつておりますが、この保険設計に関連をしまして

すし、将来の保険設計上、どのような制度に方向が向かうかと、農家単位にならうと、あるいはその運営の主体が市町村にならうと、現状の組合があるうと、そのいづれを問わず、非常に大きな問題だと思いますが、その点についてはいかがでございますか。

○坂村政府委員　御指摘の第一点の賦課金の問題でございますが、この点は、御指摘の通り、たとえば災害の非常に少ないようなところでは、現在では賦課金の方が掛金よりも多い、こういうところがあるに出て参っておるの

じやないかと私どもは思つております。実は、それは、一緒にとるといふことはございませうけれども、賦課金は幾ら、それから掛金は幾ら、こういう工合に區別をして徴収しておるのが大部分であらうと思ひます。と申しますのは、農林省から徴収の紙を全部印刷して末端の組合まで使えるように配つております。それに賦課金と掛金を全部はつきり區別をいたしまして、それで徴収ができるようになっておりますけれども、あるいは組合によつてその紙を使わない組合もあるかも知れませう。

それから、今度の制度改正に関連をいたしまして、その他のいわゆる新しい分野での問題でございますけれども、これは、正直に申し上げますと、長い間やって参りました米自体の制度改正でさえ、これは何年かかってもしんと今の制度改正がなかなかできないというような実情でございますので、非常に新しい分野までどのような姿で出ていくかということとはなかなかむずかしい問題であろうと思います。しかし、米については米でやはり制度改正をとにかく一日も早く進めますと同時に

に、やはり、いろいろ農家の実態が變つてきているのでございますから、果樹であるとかあるいはその他の畑作物であるとかいうような、そういうものについての新しい分野も考えていく必要があると思うのでございます。そういうようなことからいたしまして、果樹につきましては、昨年と本年と、昨年九十四万円で、本年百十四万円でございすけれども、この経費をとりまして、新たに、私どももいたしましては、四十県前後の県に對しまして、果樹の共済につきましても、基礎的な調査をお願いいたしております。これは、果実につきましても、価格の変動が非常に大ききございますし、それから、災害を受けた場合におきまして、かえつて値段が上がりまして、そういうして実際の収入は多い、こういうような場合も災害の事態によつてはあるのでございまして、そういうような実態をよく洗ひまして、はつきりしたデータのものとにこういうものをやつて参りません、非常に軽率に出発すると、またまたいろいろ問題が起るのじゃないかということもございすので、慎重に設計上の問題等を検討いたしてはいるわけでございす。

それから大豆につきましては、本年九十何万円、百万円前後の金を北海道に出しまして、大豆についての保険料の問題を検討していただいております。この大体的結果を見ますと、大豆一本で共済制度ということを考えるよりも、むしろ畑作物としてその他のものも織りまぜて、北海道のようなどころでは大体輪作形態でございすから、そういうものも織りまぜて一つ考える方がいんじゃないかというふうな傾向が見られますけれども、まあそういう状況で、結論は出ておりませんけれども、そういうふうなことで調査もお願いいたしてはいるわけでございす。今まで、菜種等につきましても、あるいは果樹につきましても、菜種は御指摘のように福岡、それから果樹は和歌山県でやつたことがございすけれども、なかなか、これは、全国的のプール制度がないというばかりではなくて、設計上のいろいろの欠陥もございまして、ほんとうに成功してはおりません。失敗をいたしてはおります。そういう前向きなことは、十分慎重に設計上の問題等を検討いたしたいと思つております。

○足鹿委員 もう一問で終わります。が、保険設計の上から言ひまして、強制が任意かという問題も根本的には横たつておりますが、これはきょうは触れませんが、触れませんが、最後の一つ伺つておきたいのですが、私が全園を歩いてみたときに、なかなか注目すべき事態を発見しておる。この制度ができてから一文も掛金をかけたことのない、賦課金も払つたこともないというところがあるのです。だが、どういうわけか、災害が来ると、すずめの涙ほどの、ササの葉につけてくる程度のものでしうが、金が出てくる。こういうところを私は見てきたのです。これは不思議なこととお考えになりますか。これは私どもが大ざっぱに歩いた場合にそういう事例にたまたまぶつたかつかつておるわけでありまして、その気になつてよく調べればそれに近いものも相当あるんじゃないかというふうな思われます。これは全く不思議な状態でありまして、畜産物の場合、これは任意であつても、農民のほんとうにためになると思へばみんな喜んで入つてくる。ところが、どうもこの制度というものは、法そのものにも欠陥があるし、運営にも至らないところがある。過去において多々あつた。現在もこれが払拭されたか申し上げることはできないわけですが、そういうことからは、低被害地等は、この熱意があまりない。これらに一つの納得をさせるというよりは、結局掛金と賦課金の問題になり、そして、その村で積んだものは何らかの形でその村のために使うような道を考へてやらないと、なかなか解決しない。それは今の改正の際にもわれわれがずいぶん論議をし、これに對する一つの方針と対策を出してはおります。ありますが、事業の休止または解散というふうなことをやつたらと考へておる地帯では、最近においては、組合をやる、しかし、自分たちで積んでおくと、農民が一定の金を出し合つて積んでおくと、こういふ、昔の農村に伝つておりました牛の万年講、あるいは互助共済という気持ちを農民はやはり持つておる。そういう自主的な積み立てによつて、いざというときには自分たちが自分たちでともに助け合はう、こういう動きも出ておるようです。従つて、いざを問はず、ほんとに不時の災害から農民が守られる、その収入が補てんされるということに目的があるわけですから、その趣旨に合致しない限りは、農民としては納得のつかぬ問題であります。かえつて今までの複雑な制度がその通りの運営をしがたくさせているということから考へておるのであります。よほど、この

保険設計ということにつきましてはお考えにならなければならぬ。保設計自体にも、保険方式でいくのかどうかという点自体にも問題があります。が、それを論じてみたところでも、けりがつきませんので、きょうは触れませんが、とにかく、その保険設計自体をほんとうに実情に合うようにやらない限り、この問題にまつる困難な問題は解決できないと思ひます。従つて、この料率改訂は、本問題と切り離して、追認の形のままで、本問題については抜本的な改正の問題が出た際にはまたそれとの関連において別途に検討する、こういう御方針であることを知りまして、政務次官もおいでになつておりますが、それには変わりないと思ひます。そういう意味におきまして、あえて私はこれ以上申し上げませんが、保険設計そのものの基礎となる最近の農業事情等によく即応した検討をされることを特に強く要求して、私次官も御所信を明らかにしていただければ幸いと思ひます。

○坂村政府委員 先ほど申し上げましたが、行政措置で、農林省の告示におきまして、新しく料率を定めたわけではございせん、三十五年まで使つておりました料率を三十六年度にも適用するということを告示でやりましたわけでありす。

○芳賀委員 実は、そうではないわけですが、本年度に改訂すべきものを法律を出して延長しようと試みたが、それが国会で成立しなかつた。従つて、行政としては、まじめな意味の改訂はなかなか時間的にできない。形式的に改訂を行なつたことにするために、現在適用している料率をそのまま用いて、そうして改訂が行なわれたというふうな、そういう形式をとつたとわれわれは理解しなければならぬ点があるわけですが、そこを明確にして下さる。

○坂村政府委員 内容におきましては全然三十五年度のものと同じでございす。三十五年度に適用するといふ告示の三十五年度といふことを三十六年度というように改正をいたしまして、新しく改正をいたした告示を出した、こういうことでございまして、法律論をいたしましてはいろいろ法律論があると思うのでございす。けれども、実際問題といたしましては、いづゆる前に出ております一部改正法律で三年ごとに改訂するといふものにそぐわないわけではございす。そういう事情でございすので、そういう料率を定めざるを得ないという実情でございまして、やむを得ず、緊急避難といふような意味におきまして、そういう措置をとりましたものです。から、その点はぜひとも何とか御承

○中馬政府委員 ただいまの足鹿先生の御意見はきわめて適切でございす。からして、農林省といたしましては、慎重に検討いたして、善処するように努力して参りたいと思ひます。

○野原委員 芳賀委員。

○芳賀委員 経済局長の答弁でもいいんですが、料率改訂の問題は、これは先ほどの答弁の中にもありましたが、行政措置で改訂を行なつたといふのか、行政措置で改訂を行なわないで一年延期したといふのか、その点ははっきりしておらぬですが、どつちなんですか。

○坂村政府委員 先ほど申し上げましたが、行政措置で、農林省の告示におきまして、新しく料率を定めたわけではございせん、三十五年まで使つておりました料率を三十六年度にも適用するということを告示でやりましたわけでありす。

○芳賀委員 実は、そうではないわけですが、本年度に改訂すべきものを法律を出して延長しようと試みたが、それが国会で成立しなかつた。従つて、行政としては、まじめな意味の改訂はなかなか時間的にできない。形式的に改訂を行なつたことにするために、現在適用している料率をそのまま用いて、そうして改訂が行なわれたというふうな、そういう形式をとつたとわれわれは理解しなければならぬ点があるわけですが、そこを明確にして下さる。

ただきたい、いろいろ趣旨でござい
ますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀委員 これは大事な点なので
す。たとえばインチキであつても改訂
したという形式をとつた場合と、全く
延長する根拠がないのに一片の局長の
通達や大臣の告示だけでこれを延長し
たというふうなことになる、これは
重大問題だと思ふわけです。それで、
私は、くどいようですが、内容は変
わつていないが、結局、法律が、実
法も料率改正の延長は廃案になつたの
です。それで改訂した、そういうふう
なことであつたというふうに、やむ
を得ぬ措置と理解をしておつたので
すが、そうではなくて、行政措置で延長
したというところは間違ひないですね。

○坂村政府委員 実質的には延長にな
るのでございすけれども、形式的に
は、三十五年に適用するという料率を
三十六年に適用するというふうに直し
たわけにございまして、ですから、三
十五年に適用する料率の告示の改正を
やつた、こういうことになるわけに
ございす。

○芳賀委員 だから、行政的に改正を
行なつたのがほんとうであるか、行政
的に延長を行なつたのがほんとうであ
るか、これは簡単なような問題ですが
非常に重要な意味があると思ふので
す。

○坂村政府委員 これは、非常に純粋
な法律論として申し上げますと、三十
五年に適用するという農林省告示があ
るわけにございす。その告示の改正
でございすから、農林大臣ができ
る、こういう法律論があるいはほん
とにいいかどうか、これは問題でござ
いますけれども、法制局ともいろいろ

検討いたしましたして、やむを得ないか
ら、そういう法律論で、三十五年に適
用するという農林省の告示を農林省が
直した、こういうことでございまして
、ただ、実質的には、三十五年の料
率をそのまま使つておりますから、そ
のまま延長したということになります
から、これは、この前の法律の一部改
正で三年ごとに改訂するというのに反
するといひますか、法律に従つて実行
してないわけにございまして、その
点が実際問題として非常に都合が悪い
わけにございまして、まことに不手
ぎれでございまして、この点申しわけ
ないのでございまして、いろいろな実
情もございまして、そういう実情
だつたものでございまして、一応そ
ういふ措置をとつたわけにございす。

○芳賀委員 この料率の算定を非常に
輕視して、法律も行政措置だけでや
れというふうになります、結局制度
のものに對して非常な悪影響を与え
るということに當然なるし、それから、
法なやり方で一年延長したというよう
なことになる、結果的には農民
に損害を与えたということになるわけ
です。改訂すれば當然料率が下がる
というところが明らかになつておりな
が、そのことをあえてしなかつたとい
うことになる、これは行政が農民
に對して意識的に被害を与えたとい
うことに當然なると思ふのです。この責
任は決して怪くはないと思ふのです、
政務次官はどうお考えですか。

○坂村政府委員 先ほど申し上げま
したように、ほんとうにこの料率を
計算して改正するといひますれば、
先ほど申し上げましたように、基礎
率で全国平均の〇・一%程度下がりま
す。しかし、水稻、陸稻はその程度下
がりますけれども、麦については上
がる、こういうことがございまして、地
方的には出入りがあるわけにござい
ます。そういう意味で、全体といたしま
しては、あるいは農民にはその点はあ
る程度〇・一%不利になつたというこ
とが言えるのではないと思ふのでござ
いすけれども、先ほど申し上げま
したように、制度改正ということに非
常に重点を置いて一生懸命そつちの方
の作業をいたしておりました、その
点、三十七年度の水稲からぜひとも新
しい制度をやつていきたい、こういう
事情でいろいろやつていくわけにござ
いす。そこで、この前の通常国会に
おきましてもお願ひを申し上げて、と
にかく一年間そういうような形で延期
をしていただきたいというところで、お
願ひを申し上げたわけにございす、
国会の御都合等で審議未了になりました
。そのときにはすでに水稲の責任期
間に入つておつたわけにございす
ので、そのまま料率なしで保険事業を
はうつておくというわけにも参りませ
んので、やむを得ずこういう措置を講
じたわけにございす。そういうこの前
の通常国会からの経緯もございす
ので、何とか一つ今国会におきまして御
了承をいただきまして、適法なもの
として御追認をいただきたい、こうい
う趣旨でありますので、よろしくどうぞ
お願いいたします。

○芳賀委員 その場合に、この法律が
通らぬ場合はどうなんですか。

○坂村政府委員 通らない場合にお
きましては、政府がとりました措置が、
あるいは工合悪いところもござい
ましようけれども、このまま実施をされ

る、こういうことになるのでござい
ます。その点は、今後の行政の問題とい
ひましたしても、法律の扱いといたしま
しても、はなはだ適當でないと思ふの
でございすので、よろしくお願ひを
いたしたいと思ふのでございす。

○芳賀委員 実質的には差しつかえな
いわけですね。水稲の場合なんかは特
にそうですが、こつちの方がかえつ
て手輕くていいんじゃないですか。

○坂村政府委員 水稲の場合には、先
ほど申し上げましたようにいろいろ工
合の悪いところがございまして、この
点がこのまま続きますことは今後
も非常に影響すると思ひますので、ぜ
ひとも御承認をいただきたいという趣
旨でございす、麦の場合にはおきま
しては、これは政府としてはその実施
をいたしておりません。ですから、こ
れは法律をお通しいただきまして上
でお願いをいたしたい、実施をした
というふうな考へておるわけにござ
いす。

○芳賀委員 これは実法と関係がな
いのだということを足鹿委員に局長か
ら答弁があつたが、関係がないのであ
れば、こういうような措置は講ずべきで
ないと思ふのです。従来は農災法
の根本改正に関係があるからどうして
も延長しなければならぬということ
を理由としておつたにかかわらず、き
よりの答弁は、実法と関係なしに料率
の改訂の一年延長だけやつてもらえ
ばいいんだという答弁を先ほど繰り返
しておられたようですが、これはほん
とに関係ないですか。

○坂村政府委員 この前の通常国会に
お願ひ申し上げましたときには、先
ほど申し上げましたように、新しい制度

のもとにおいて三十七年度から実施
をするという前提のもとに、それま
でたしましても、法律の扱いといたしま
しても、はなはだ適當でないと思ふの
でございすので、よろしくお願ひを
いたしたいと思ふのでございす。

○芳賀委員 実質的には差しつかえな
いわけですね。水稲の場合なんかは特
にそうですが、こつちの方がかえつ
て手輕くていいんじゃないですか。

○坂村政府委員 水稲の場合には、先
ほど申し上げましたようにいろいろ工
合の悪いところがございまして、この
点がこのまま続きますことは今後
も非常に影響すると思ひますので、ぜ
ひとも御承認をいただきたいという趣
旨でございす、麦の場合にはおきま
しては、これは政府としてはその実施
をいたしておりません。ですから、こ
れは法律をお通しいただきまして上
でお願いをいたしたい、実施をした
というふうな考へておるわけにござ
いす。

○芳賀委員 これは実法と関係がな
いのだということを足鹿委員に局長か
ら答弁があつたが、関係がないのであ
れば、こういうような措置は講ずべきで
ないと思ふのです。従来は農災法
の根本改正に関係があるからどうして
も延長しなければならぬということ
を理由としておつたにかかわらず、き
よりの答弁は、実法と関係なしに料率
の改訂の一年延長だけやつてもらえ
ばいいんだという答弁を先ほど繰り返
しておられたようですが、これはほん
とに関係ないですか。

○坂村政府委員 この前の通常国会に
お願ひ申し上げましたときには、先
ほど申し上げましたように、新しい制度

のもとにおいて三十七年度から実施
をするという前提のもとに、それま
でたしましても、法律の扱いといたしま
しても、はなはだ適當でないと思ふの
でございすので、よろしくお願ひを
いたしたいと思ふのでございす。

○芳賀委員 実質的には差しつかえな
いわけですね。水稲の場合なんかは特
にそうですが、こつちの方がかえつ
て手輕くていいんじゃないですか。

○坂村政府委員 水稲の場合には、先
ほど申し上げましたようにいろいろ工
合の悪いところがございまして、この
点がこのまま続きますことは今後
も非常に影響すると思ひますので、ぜ
ひとも御承認をいただきたいという趣
旨でございす、麦の場合にはおきま
しては、これは政府としてはその実施
をいたしておりません。ですから、こ
れは法律をお通しいただきまして上
でお願いをいたしたい、実施をした
というふうな考へておるわけにござ
いす。

○芳賀委員 それでは、明年度料率改
訂は、この法律が通れば當然行なり
ことになるわけですね。その場合の改訂
の作業というものは、実法の現行法
に基づいて今から作業を進めないと、
また来年になつてから作業が進まぬ
から告示でまた延ばすというふうなこ
とをやつたかぬないでしよう。一回前例
を作つたんだから。だから、明年度の料
率改訂の作業というものは、どうい
う角度で始めるのですか。現行法に基
づいて急速に作業をこれから起してい
くのか、現在国会に付託中の法案とい
うものをあくまでも頭に入れて、そう
してそれに期待を持って料率改訂の作
業を進めるのか、その点を明らかにし
てもらいたい。

○坂村政府委員 先ほど足庵委員の御質問に対しましてお答え申し上げましたのでございますが、現在のところは、新しい制度のもとにおきます料率と、現在の制度における料率と、両方のものを作業いたしております。と申しますのは、万一ということもございますし、この前の通常国会におきましてもういろいろ経緯がございましたものですから、あらゆる事態に備えて、料率が改訂できますように準備をいたしております。

○芳賀委員　そうになると、結局両建てでいく、現行法の料率の計算と審議中の改正点を基礎にした料率の計算と、同時に並行的に今後進める、それは絶対間違いないですか。

○坂村政府委員　すでに作業をいたしておりますので、絶対間違いないと思います。

○芳賀愛員　そこで、さかのぼるよりありますが、この春の通常国会が六月八日で終わつたわけですが、その場合、考えなければならぬことは、この農災法の根本改正法がその通常国会で成立をとなげなかつた。しかし、これを継続審議に付したという場合と、廃案になつたという場合では、政府としてのとるべき措置はおのづから違ふと思うのですよ。成立はしないが、継続審議中であるということであれば、それは、必要に応じては、料率改訂の方も、一つの緊急な事態として、善意の措置として、行政的に一応延長をしたような形をとるとしても、せつかく期待しておつた根本改正法案が国会においては廃案になつたということになれば、その根拠というものが全く失われれば、しまつたのであるから、時間的に若

干おかれておつても、直ちに現行法に基づく料率改訂の作業というものを早急に進めて、それに基づいて改訂をするというのが、原則論のようなことにはなるが、こは当然のことだと思ふ。

当時の委員会における質疑においても、あの当時、局長あるいは中野課長も、現行法に基づいて今日から作業を始めることとすれば、もう六月中旬になっておるが、急速に作業を進めた場合においては、大体八月十五日ごろまでに料率改訂の作業というものは終わる。

めて改訂を行なうということではいくのが、行政庁の当然の仕事だと思ふ。それは責任だと思ふのです。ですから、そういうことがわかりながら、料率の改訂も行なわないで、ただ従前通りの料率でもう一年適用を延ばしたというようなことは、何としても、農民に対して実害を与えたというそしりを免れられないと思ふのです。こういふことがやれるのだということが一つの前提になれば、今後またこれを引用してあらゆる面にやりかねないといふところにある

は非常に困るのじゃないか、こういう
ようなことがございまして、やむを得
ずこういうような措置をとったわけで
ございます。今後こういうことをやら
うということは毛頭考えておりませ
んし、そういう考え方でございますか
ら、ここに、法制局ともいろいろ相
談をいたしまして、国会の御追認を
いただくことが今後のために適当で
ある、そういうようなことで私どもは
考へておるのでございます。今後こ
ういうことを例にしてこういう措置
をとる

役人というものは公僕でなくて特定の政党の従属物のようなことになりかねないと思うのです。だから、国会へ来てはまじめな答弁をやる勉強をあまりしないで、おらぬで、与党の政調会に毎日毎日お百度参りをして、そこだけで了解を取りつければ事足れりとするようか、態度というものは嚴重に注意してもらいたいと思う。これに対し政務次官は、どう考えておりますか。

○中馬政府委員　国会はおつしやる通り与党及び野党から成立をいたして、

す。こういふ点は、監督者の農林大臣や政務次官にけじめをつける力があればいいが、最近の責任者はそういうまじめに行政をやらずということに対するけじめのつけ方というのが非常に無責任であります。だから、本来は河野農林大臣に出席を求めてここで明らかに

とぞ御了承いだきたいと思ひます。

○芳賀委員　そのけじめをつけてもらふことが非常に大事なわけです。苦言を呈するようであるが、最近の皆さんのやり方を見ておると、国会よりも、むしろ政権を担当しておる政党との間において話し合いさえつけば、国

ついでに進んでおるか、その点を少し聞かしてもらいたい。

○坂村政府委員 御指摘の通り、今後の共済制度におきまして家畜共済のウエイトというものは非常に大きくなるうと思うのでございまして、今の制度におきましては、米麦に比べまして、家畜につきましては、どちらかといえますれば、まだ、要望といえますが、そんなに文句が出ていないのでございしますが、それにいたしましたので、今後伸ばして参りますにつきましてはいろいろ問題もございしますし、それから、御指摘の病傷の縦割り二分の一というような問題につきまして、これは今まで長い間解決しない問題でございまして、来年度の予算要求につきましてはぜひともこれを実現をいたしたい、全力を尽くしたいと思っております。

○芳賀委員 死産の掛金は二分の一が実現をしておるが、大事な病傷分の二分の一負担というものはまだ実行に入っていないわけですね。病傷に関する部分の国の積極的な配慮というものが行なわれなければ、結果的には死産部分で国の責任が増大するという、逆効果というか逆現象ということに当然なるわけですね。ですから、病傷部分の共済措置というものを当然確立する必要があると思うのです。これこそ行政的にやる気であればやれると思うのです。やれることをまず行政的にやつて、最後にはそれは法律にたてつくこともあり得るとしても、この点を明確にしてももらいたい。

それから、家畜関係の事務費の国庫負担等についても、どういふふうに考えているか。

○坂村政府委員 予算の編成の最終段階にもなっておりませんので、具体的に申し上げる段階ではございせんけれども、とにかく、家畜につきましても、病傷部分についての国庫負担の問題、それから事務費の増額の問題、そういう問題がいろいろあるのでございまして、そういう問題は、できるだけ全力を尽くして、家畜の共済制度が安定して発展して参りますように努力をいたしたいと思っております。

○芳賀委員 もう各省から予算要求の資料は出しているんじゃないのですか。そういう抽象的な答弁でなくて、この家畜部門においては実はこういうような方針を立てて、そうして明年度予算の編成に臨んでおる、このくらいなことが担当局長から説明できないことではないでしょうか。

○坂村政府委員 病傷部分の国庫負担につきましても、今まで毎年要求したのでございしますけれども、なかなかこれは通らなかつたのでございしますが、ことしは、実際の獣医師の待遇の問題等もいろいろ深刻な問題になってきておるのでございまして、そういう問題とも関連いたしまして、数億の金を現在のところでは大蔵省に提出をしております。とにかく、何とか実現するよう努力をいたしたいと思ひます。また、事務費につきましても同様でございします。

○芳賀委員 診療費の関係もあわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 診療費につきましても、もちろんいろいろ全国的な要望が強いのでございまして、今後できるだけ急速に充實をさしていくという考え

方のもとに、相当増額をしたいと思っております。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○野原委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論もないようでございしますので、直ちに採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議ないものと認め、さうに決しました。

○野原委員長 次に、家畜取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、別に御質疑もないようでありますので、直ちに討論、採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

本案については別に討論もないようでありますので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書
家畜取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十八日印刷

昭和三十六年十月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局